子育て応援協定
～兵庫県と協定を結ぶ企業等を募集します～

連合兵庫、兵庫県経営者協会と兵庫県の三者は、少子対策・子育て支援に民間・行政が一体となって取り組むため、平成１８年３月に「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」を締結しました。この合意に基づいて、県では地域の子育て家庭への応援や従業員の子育てと仕事の両立支援を進める企業・団体との協定締結をすすめています。
また、ひょうご子育てコミュニティをはじめとする地域の子育て支援団体と企業との協働についても支援しています。

◆　対象企業等

県内に主たる事業所・支店等を有する及び県内で事業展開を行う企業、店舗、事業者団体（例：青年会議所、商店街等）であって、次の要件を満たす者が対象となります。
（ただし、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定対象となっている事業主については、これに加え、行動計画の策定を要件とします。）

⑴ 次に掲げる①～⑤の分野の取り組みを２つ以上行っていること。

① 子育てと仕事が両立できる職場環境の整備
② 地域における子育ての支援
③ 若者の職業的自立の支援
④ 独身男女の出会いの場づくり
⑤ 出産・育児等を理由に退職した女性等の再雇用の支援　等

⑵ 「少子対策・子育て支援推進員」を設置し、従業員への協定内容の周知や県が行う少子対策・子育て支援事業への協力、地域における子育て支援活動の推進を図ること。

◆　県の支援

① 公共事業入札参加資格の技術・社会貢献評価の点数が加算されます。
② 県のホームページに、企業等の取組内容をＰＲします。
③ 最新の国・県・市町・民間の子育て支援の取り組みなどの情報をお届けします。
④ 協定締結企業のホームページや商品パッケージ、広告等に子育て応援協定締結企業である旨を表示いただけます。

◆　手続き

協定の締結を希望される企業等は、所定の用紙に子育て支援の取り組みを具体的に記入し、内容が確認できる参考資料を添えて、下記の提出先までメール又は郵送でお送りください。※メール容量は7MB 以下でお送りください。
（詳しくはホームページをご覧ください。）

◆　問い合わせ・提出先

兵庫県県民生活部男女青少年課
〒650-8567　神戸市中央区下山手通 5-10-1
ＴＥＬ：078-362-3385ＦＡＸ：078-362-3891
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ: danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp
ＨＰ：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/kosodateouennkyoutei.html